

準市場経済 (Quasi Market Economy) と ヘクシャー=オリーン・モデルの限界 (下)

小 野 進

目 次

- I 準市場経済 (quasi market economy) と混合経済の相違
 - 1 勃興する東アジア資本主義の既成の経済理論への挑戦
 - 2 日本の経済発展をひきおこした原因: 後発国の経済発展に適合した効率のよい社会経済組織
 - 3 五通りの国家の経済への介入の仕方
 - 4 準市場経済と中間組織
 - 5 準市場経済下の価格形成メカニズム
- II 韓国, 台湾及び戦前・戦後の日本の産業・通商政策
 - 1 韓国の輸出指向政策を支えた輸入代替政策
 - 2 台湾の第一次輸入代替期と第二次輸入代替期の成功
(以上『立命館経営学』1990年3月号)
 - 3 戦前・戦後の日本の産業・通商政策 (以下本号)
- III ヘクシャー=オリーン・モデルの限界
 - 1 ヘクシャー=オリーン・モデルの構造
 - 2 準市場経済 (quasi market economy) とヘクシャー=オリーン・モデルの限界

消費者は効用を極大にし、企業は利潤を極大にするというお定まりの物語では、日本資本主義は明らかにされません。そして儒教資本主義を定式化することは、経済発展論への重要な貢献になるだけでなく、現在および将来の貿易紛争を理解する上でも、極めて有益であると思います。発展途上国のうちの主要国であり、貿易紛争の将来の主役と見られる韓国, 台湾, 香港, シンガポール等はいずれも日本に似て、多かれ少なかれ儒教資本主義国であるからです。

——森嶋通夫『続イギリスと日本』(1978年)——

市場制度の起源は、複雑でわかりにくい問題である。明らかに場所としての市場のほうが、需要・供給型の競争メカニズムより先に生まれている。近代の市場経済は、小さな起源から次第に成長してきた結果なのではなく、もともと別個で独立した起源からの発展の結果なのであった。

交換とは、慣習、行政、法によって、また市場制度それ自体によって決められる交換比率によって、参加者間相互に財が移動することだけを意味する。市場の諸要素が需要・供給—価格メカニズムを形成するように結合されるときだけ、われわれは価格形成市場を論ずることになるのである。そうでなければ、供給する人びとと需要する人びととの出会いは、固定等価での交換を行なうだけで、とうてい価格形成市場にはいたらない。 — Karl Polanyi, *The Livelihood of Man* —

3 戦前・戦後の日本の産業・通商政策

日本の経済社会、経営管理や企業行動、歴史を観察する際、二つのアプローチが存在している。

一つは、日本特有とされる一連の事象は、既成の諸理論を適用することによって十分説明・分析されるのであって、日本の経済社会は、欧米のそれと同質のものであることを証明するアプローチである。このアプローチに従えば、特殊とされる日本的現象は、実は、特殊でも何でもなく、既成の理論を媒介することによって、世界に通じる普遍的な一般性を持つものとして論証され位置づけられる。しかしながら、このような既成理論の適用というアプローチでは、日本の特殊現象は、はじめから存在しないという結論を予定しているようなものである。¹⁾ここからは新しいパラダイムにもとづく新しい理論への展望は生れてこないのではなかろうか。

このアプローチの corollary として、当然、日本の産業・金融などの成果は、欧米資本主義をすでに追い越しており、むしろ、逆に、日本の経済体制は、今後の資本主義のあり方を先取りしており、これから、世界に普及していくであろうし、またさせるべきであるという考え方になってくる。

以上の路線は、目下、日本では主流のアプローチである。

他のアプローチは、日本の特殊な現象はあくまで特殊であって、また、異質は異質であって、既成の理論の適用のみでは、日本の特殊な事例は説明されず、これらの事例や経験の説明には、「新しい理論」の定立を模索する。私有財産制を政治原則としているという意味では、同じ資本主義体制でも、新教資本主義と儒教資本主義の社会経済的性格は異なる。この場合の「新しい経済理論」は、経済発展論の新しい形態と自由主義と儒教の融合せる新理念にもとづいた新しい経済学ということになろう。異なった理念に対応して異なった経済学が成立する。理念や規範意識なしの経済学が無意味であるとするれば、東アジアなどにも適用され得る普遍性を持った日本独自の経済学は如何なる思想や価値意識に依拠すべきであろうか。日本や東アジア諸国の歴史的現実や伝統とその経済社会の性格を考慮にいれば、それは、自由主義プラス儒教²⁾ということになろう。

何故、日本独自の経済学を定立しなければならないのか。その理由は以下の三つである。

- (1) 日本を含め東アジア諸国の価値理念や規範意識などは、西欧の個人主義や自由主義とは基本的に異なっていること。
- (2) 明治以後、非常に遅れた後進国から先進国へ発展した日本経済の実績が存在していること。
- (3) (2)の下で、欧米と異なる制度、政策、慣行など、即ち、企業の従業員にとっては安定した雇用制度とされる終身雇用制(長期雇用制)、安定的な労使関係を保障する企業内労働組合、年功による経験知の尊重と企業内人間関係の和を重視する年功序列制、日本の企業管理における集団責任体制(権力中枢なき権力集中下の意思決定メカニズム)、従業員のための企業内福利厚生制度の充実、日本企業においては経営者は株主より従業員をより重視するシステム、日本の企業間取引には競売買より相対売買が大切にされること³⁾、国内での製品価格が輸出製品価格より割高であるような価格形成メカニズム等々が存在していること。

小野進〔35〕で言及したように、明治以後の日本の経済発展は、二段式ロケットのように、先進国にキャッチアップするまでは、「準市場経済の経済学」が妥当し、その後は、ワルラス型かケインズ型のあるいは両者が並存する市場経済へ移行するという、二段式経済発展をとるなら、われわれの任務は、「準市場経済の経済学」の定立でよい。

しかし、もし、「準市場経済」が「市場経済」へ移行しない場合（日本の経済社会の固有の性格として大いにありそうなことであるが）、換言すれば、「準市場経済」はより欧米型の市場経済へ接近するけれど、やはり、日本的なあるいは東洋的な性格をとどめるなら、その時は、やはり上述した新理念にもとづく新しい経済学としての「準市場経済の経済学」の構築がわれわれの課題になる。

どこの国も国際的にならなければならないとすれば、問題は、もっとも世界的傾向を有し、国際秩序はいかにあるべきかということに理念を示し、リーダーシップをとっていく国はどの地域の国々であろうかということである。やはり依然として、欧米諸国なのか、それとも今後は東アジア諸国になるのであろうか。果して、日本は、世界をリードしていく総合的な力（経済力のみならず、すぐれた哲学・倫理、芸術、科学・技術や大学それに政治と軍事力などを含む）が具わっているのであろうか。

（1）日本に自由主義経済は存在してきたか？

日本の「自由経済」の歴史において、国家の経済に対する干渉に反対する主張は、明治以来多く見られたが、自由主義経済の核心ともいうべき反独占の思想は極めて稀薄であり、不当に軽視されてきた。日本では、経済的自由主義は、「独占の自由」、「同業組合の自由」を正当化するものとして受けとめられてきた。⁴⁾しかし、国家の経済への過度の介入や財閥や独占の存在は、小野進〔37〕の107頁において言及したように、資本蓄積が不足する発展途上国が資源を効率的に使用するための不可避な現象であった。

明治5・6（1872・73）年に各地で株仲間解放令が出された。宮本又次『株

仲間の研究』によれば、大阪では、明治5年4月17日、和歌山同5年2月、滋賀県同5年2月に解放令が出された。東京も同5年中に「勝手営業」となり、神戸は、同6年2月に商業仲間を禁じている。この株仲間の解放令は、明治4年12月に士族が商業に就くことが許され、同5年8月に農民の商業営業が許されたのと共に、「営業の自由の原則」を確立するための鉄則であった。株仲間の精神は、「自由競争・個人主義を標榜せる資本主義的精神とは合致すべきものではなく……解放令はこの桎梏を断乎として打破ったものである⁵⁾」が、「商業の分界乱れ、延売買は止み、手形の流通は全く杜絶するに至ったのであるが、就中解放直後の問題としては営業自由原則に伴い、無資の奸商が輩出せる事である⁶⁾」。それ故、輩出せる奸商は、着実な商人を陥穽に陥いれる有様で、解放令がでた翌年の明治6年にはやくも、旧株仲間の性質を濃厚にもつ、同業組合が出現し、大阪では、「36の組合が成立し、7年中には138、8年には23、9年には2組合が形成された⁷⁾」。1878(明治11)年8月に設立された大阪商法会議所は同年9月2日の総会において商業仲間設置案を定め、同業団結の急務を提唱した。会議所は、仲間団結の運動をつづけた結果、大阪府も、明治14(1881)年10月19日「大阪堺市街商工業取締法」を布達した。この法令は、両市の同種の商工業者は同業毎に一致団結し、同業は各区に取締人を置き、その中から一人を総取締として、開業・廃業は取締の許可を経て府庁に届出ること、取締は同業者の名簿を作製して移動のチェック、各組合には申合規則を設けることなどを定めた。

明治17年11月農商務省は、同業組合準則を定め、同業組合の助長政策とした。⁸⁾

『興業意見』30巻(1884年)の起草者として、有名な殖産興業家として、また日本資本主義形成史上不朽の存在として名をとどめるであろうの前田正名(1850~1921)は、「団結力ノナキハ日本商工者の通患ナリ」といい、「政府ハ徹頭徹尾国民ノ誘導人タリ保護者タルノ責ヲ自任シ、以テ国歩ヲ進メサル可カラサル」と主張し、これが、その後の日本経済史における反独占・反同業組合的「営業の自由」の政策が欠落した産業政策の基軸思想になった。⁹⁾

明治初期、大久保・大隈体制下の経済政策の最大の課題は、「輸入防遏」で

あり、輸入代替・輸出促進のため民業（とりわけ在来産業）を重視することであつた。¹⁰⁾

その後の日本経済史は、以上のような初期条件に規定された。戦前では、明治・大正時代の日本経済の性格を自由主義経済であったとは誰も考えないであろう。昭和に入り、準戦時経済から戦時経済への移行は、まさに統制経済の展開過程であった。戦後、経済復興期を経た高度経済成長期においても、日本経済は、戦時のような統制経済ではなかったけれど、自由主義経済であるとはともいえなかった。

(2) 戦前の日本の産業・通商政策

戦前の日本経済の発展は、明治維新以来、後進国から中進国への過程であり、日本経済は開発途上国であった。したがって、政府の民間経済への過度の介入は、ケインズの政策のように市場に対して中立的な政府の介入といったような生易しいものではなかったし、発展途上経済としては、これは不可避なことであった。

日本の関税の歴史は、嘉永6（1853）年のペリー海軍准将の浦賀来航による開国要求によって開始された。即ち、安政5（1858）年の英・米・仏・露・蘭¹¹⁾の五カ国修好通商条約の締結、慶応2（1866）年の改税約書の締結に始まる。しかし、日本が完全なる関税自主権を獲得するのは、「産業革命の進行と二大戦争を必要とした。周知の如く治外法権及び税権の一部が回復されたのは、日清戦役後の明治32年であり、完全なる関税自主権を獲得したのは、日露戦争後の明治44年であった¹²⁾」。これは、主に軍事力が物をいった帝国主義の最盛期において、欧米列強が日本の軍事力を認めたからであろう。

(i) 明治中期までの綿糸紡績業を中心とした保護育成政策

Lockwood [13] によれば、1899年の関税自主権回復後の日本は、「公然と産業保護政策に乗出した¹³⁾」。「関税の防壁なき産業の保護育成。それは日本資本

主義の成長期に課せられた荆棘の道であった¹⁴⁾

それでは、関税防壁なき以前の、即ち、1899年の関税自主権獲得までの産業の保護育成はどのようにおこなわれたのか。

日本の軽工業は1900年以前の自由貿易下で輸入代替化をほぼ完了し、そして、重化学工業 (金属・金属製品工業、機械工業——以上が重工業——それに化学工業の三業種) の発足とその輸入代替化は関税保護の下でおこなわれたといわれる¹⁵⁾。

明治初期 (明治元年~10年) の貿易の大宗は、輸出品としては生糸と製茶であり、表Ⅱ-6のように輸出品としては綿糸および砂糖であった。したがって、当然明治政府はこの4商品に関心を持ったのはいうまでもない。しかしながら、この時期の貿易は微々たるものであり、巨額の入超になり、正貨の流出がつついた。そして、明治10年になっても、輸出額の94%、輸入額の95%が外国商館の手を通じておこなわれていたのである。それ故、当時の貿易振興政策の中心は、外国商人の手より日本の商人の手に商権を奪回することであ

表Ⅱ-6 明治初期主要輸入品輸入高表

明治	棉花	綿糸	綿布	(綿品計) 対総輸入額 %	赤砂糖	白砂糖	棒砂糖	糖品計	総輸入額	(単位 1,000円)	
										(対総輸入額) %	
1	422	1,240	2,543	4,205(39.3)	529	343	13	886	10,693	(8.3)	
2	1,088	3,421	2,623	7,132(34.3)	1,091	520	12	1,622	20,783	(7.8)	
3	628	4,531	2,982	8,141(24.1)	2,318	778	22	3,048	33,741	(9.0)	
4	207	3,521	5,525	9,256(42.2)	2,188	827	18	3,034	21,916	(13.8)	
5	86	5,339	4,888	10,313(39.4)	1,157	515	19	1,690	26,174	(6.5)	
6	264	3,403	5,609	9,276(34.2)	1,600	559	17	2,176	28,107	(7.7)	
7	1,091	3,576	5,405	10,072(42.9)	1,889	694	12	2,595	23,461	(11.1)	
8	371	4,066	5,046	9,483(31.6)	2,583	824	19	3,325	29,975	(11.1)	
9	456	4,165	5,908	9,529(39.7)	2,186	570	25	2,781	23,964	(11.6)	
10	818	4,101	4,195	8,777(32.0)	2,105	678	11	2,794	27,420	(10.2)	

(出所) 通商産業省編「商工政策史」第5巻、p. 226。

った。当時の内務卿大久保利通は、殖産興業政策の代表的推進者であったことはよく知られている。殖産興業政策についてはすでに多くの研究があるけれど、それは、明治新政府が、日本の資本主義化を強行的に促進するために採用された、全ての生産部門から流通部門に互る産業保護育成政策であり、今日いうところの産業政策であった。

殖産興業政策の一環としての貿易振興政策の中心はつぎのようなものであった。

① 海外市場への日本商品の宣伝及び海外市場の調査（万国博覧会への出品など）。

② 海外試売：内務省勸業寮が生糸、茶などの主要生産物の米・英・仏・露・独・印・中などへの試売。

③ 民間業者への保護・奨励。明治政府は種々なる便宜・保護を諸会社に与えて直輸出政策を誘掖した。明治9年米国への直輸出の嚆矢は、生糸のそれであった。

④ 輸入品防遏のため国内産業の保護育成。

勸商局は生糸直輸出奨励の目的で、関根製糸場星野長太郎に貸付金を交付したり、また群馬県水沼製糸所の経営者水沼長太郎と上述の星野長太郎などの生糸を買取って米国で直売し利益を本人に与えている¹⁶⁾。また、明治12年の生糸繭茶共進会、同14年横浜正金銀行の設立、同年の連合生糸荷預所の設置などにより生糸の輸出振興が図られた。

明治7年3月内務省勸業寮農務課に製茶掛が設置され、茶業奨励と取締がおこなわれた。茶の輸出についても、明治政府は、生糸と同様に貿易両面においてあらゆる保護と奨励を与えた。

「棉糖2品」は上述した表Ⅱ-6に明示されているように当時の輸入品の主要なものであった。

国産綿糸と輸入綿糸は価格比についていうなら、輸入綿糸は国産綿糸に比べて大体 $\frac{1}{3}$ ぐらい廉価であった。関税自主権が未だない時期にあって、保護関税でもって外国綿糸の輸入を防止することは不可能であった。そのため、洋綿輸

表Ⅱ-7 政府助成による紡績工場の設立

(糖 別)	(所 名)	(所在県名)	(開業年度)	(錘 数)	(職工数)	(原動力)	(同馬力)
官設模範工場	広島紡績所	広島	明13	2,000	101	水力	25
	愛知〃	愛知	14	2,000	83	水力	30
紡績機械年賦払 下工場	玉島〃	岡山	15	4,000	207	汽力	20
	市川〃	山梨	15	2,000	46	水力	30
	三重〃	三重	15	2,000	102	水力	30
	下村〃	岡山	16	2,000	58	汽力	54
	豊井〃	奈良	16	2,000	48	水力	30
	島田〃	静岡	17	2,000	48	水力	30
	長崎〃	長崎	17	2,000	88	汽力	22
	下野〃	栃木	18	2,000	99	水力	65
	遠州二俣〃	静岡	18	2,000	101	水力	36
紡績機械の代金 立替払工場	桑原〃	大阪	16	2,000	80	水力	18
	宮城〃	宮城	16	2,000	—	水力	40
	名古屋〃	愛知	18	4,000	108	汽力	83
(そ の 他)	姫路〃	兵庫	11	2,000	—	(水力 汽力)	15 12
	渋谷〃	大阪	13	3,000	150	汽力	20
	岡山〃	岡山	15	2,000	138	汽力	20

(出所) 通商産業省編「商工政策史」第5巻, p.228.

入の激増と国内綿業は衰退した。明治11年政府は輸入防遏のため英国マンチェスターより2千錘紡績機2組を購入し¹⁷⁾、愛知及び広島に官営紡績所を設立した。政府助成によって設立された紡績工場は表Ⅱ-7のごとくである。また、外国製品の駆逐という主旨で、明治13年大阪において綿糖共進会が開催された。

明治8～11年砂糖消費高3億5千万余斤のうち、国内産の1億1千万斤に比して、輸入は2億4千万近くの巨額に達していた。そのため、甘蔗栽培の誘導、機械制生産の採用などで棉糸と同様に、強力な保護政策がとられた。

明治初期の後進国的状況下の私的資本の蓄積の程度では、大工業、鉱山業の確立、鉄道・電信及び電話などの近代的な交通・通信手段を担当する資本家的企業を多数創設することは不可能であり、国家資本が重要な役割を演じるのは不可避なことであった。

明治20年頃まで、「鉄道・海運及び紡績業の三部門の企業に対する保護」がとくに、日本鉄道会社、三菱及び綿糸紡績諸会社に対する保護が産業政策の重

要な内容であった。

日本鉄道会社は、2千万円の華族資本によって明治14年8月設立された。政府は、官有地の無代貸下げ、民有地は一旦公有地として買上げ会社に払下げ、収益率が年8分以下になる時は、東京―仙台間は10カ年間、仙台―青森間は15カ年間政府よりその不足分の補助、鉄道の建設には、工部省がこれに当るなど、資金・技術・経営などあらゆる面に援助を与えた。

明治8～16年の間に、三菱汽船会社に与えられた助成金・貸下金・下渡し船代価等を合計すれば800万円以上に上り、そのうち約390万円の助成金は返済を必要とせず、貸下金も無利子かあるいは2・3～5分の低利であった。

政府の三菱に対するこのような手厚い保護に対して批判が激しくなってくるのは当然のことであった。

綿糸紡績については、上述した愛知紡績所（明治14年）及び広島紡績所（明治15年）が、官業のモデル工場として設立され、後に民間に払下げられた。明治15年華士族授産金をもって2千錘の紡績機械を10基英国から購入し、希望者に10年間無利子の年賦で払下げた。また、同13～14年に、桑原紡績所、官城紡績会社の設立の折に機械購入資金を貸下げた。同期間に、機械購入資金として綿糸紡績業者に貸与した補助金は35万円で、その後各工場は経営困難に直面し、年賦償還金の返済は遅延し、延納の請願などあり、明治19年には、償還残高14万円¹⁸⁾を棄損に付した。

日本最初の紡績工場は、慶応3（1867）年の鹿児島紡績所であった。島津家は、明治3（1870）年に英国製ミュール2千錘を備える紡績工場を堺に創設した。そして、木綿問屋鹿島万平は元治元（1864）年に紡績工場を設立を企図し、英国製紡績機械を購入し、明治5（1872）年に、東京府下の瀧野川にて創業した。水車一台・水量機一台・打棉機一台・梳条機二台・練条機一台・粗紡機三台・精紡機四台（リング・フレーム機、一台144錘、合計576錘）及び懸枠機一台を装置し、職工30名を雇用し、主に三河棉を原料とし、太糸を紡出して、東京鹿島商店を通じて仙台・福島・大和・信濃等¹⁹⁾の諸地方に販売した。

しかしながら、近代的紡績工場の新設は、明治6～11年の間、以上の三紡績

所の6,216錘にとどまっている。

明治12(1879)年、姫路藩土田村九一が兵庫県から2万5千円の融資を得て英国製ミュール2千錘の姫路紡績所を創業した。

明治13(1880)年、大阪府の融資を受けて、大阪の堂島に3千錘の滋谷紡績所が完成した。

明治14(1881)年に中央政府は、上述したように、官営モデル工場として、英国製2千錘紡績機二基を購入し、棉作地である愛知県の額田郡大平村に愛知紡績所を、そして、同年広島紡績所を完成、同15年に民間に払下げた。さらに、官城紡績所(明治17年)、名古屋紡績所(明治18年)が設立された。とにかく、政府直接の保護の下で設立された綿糸紡績工場は12工場に及び、日本の紡績業を一新させた。

とくに特筆すべきことは、このように政府の保護の下で設立された紡績工場と異なって、大阪紡績会社(明治12年)は、渋沢栄一、藤田伝三郎、大倉喜八郎、益田孝など民間の人々によって創設され、資本金は28万円、英国製紡績機1万5百錘、使用職工数322人で、同年13年に増資し、合計3万1千3百2十錘を装備する工場になり、成功した。

やはり、渋沢栄一そして伊藤伝七等によって資本金22万円、10,440錘の三重紡績会社が明治19(1886)年四日市に完成した。

明治20(1887)年から23(1890)年にかけてそれぞれ、10,500から30,000錘を備える、鐘ヶ淵など10数社の工場ができ、日本の紡績業は飛躍的な発展を遂げる。

(ii) 棉花輸入税及び綿糸輸出関税の撤廃運動

棉花輸入税及び綿糸輸出税は、明治初期以来、財政収入の増加と国内農業の保護育成を目的としたものであった。

『興業意見』は、「本邦産棉」を紡績用原棉とすることによって、民間紡績業の保護育成としている。

日本の紡績業の飛躍的な発展は、政府の手厚い保護育成と民間の力で設立さ

表Ⅱ-8 連合各紡績会社原棉消費高

	明治22年		全23年		全24年		全25年	
	数量	百分率	数量	百分率	数量	百分率	数量	百分率
日本棉	6,342,042 ^斤	24.6	5,835,942 ^斤	14.3	7,206,095 ^斤	13.5	5,510,800 ^斤	8.2
支那棉	17,587,132	68.2	25,814,706	63.1	21,453,349	40.2	20,429,400	30.5
印度棉	1,823,455	7.1	7,744,576	18.9	20,586,731	38.6	32,612,200	48.7
米国棉	33,822	0.1	1,507,090	3.7	4,091,782	7.7	8,478,900	12.6
合計	25,786,451	100.0	40,902,314	100.0	53,297,957	100.0	67,031,300	100.0

（出所）名和統一著『日本紡績業の史的分析』125頁。通商産業省編〔50〕第5巻，p.453より。

れた大阪紡績会社の好成績によってもたらされた。明治23（1890）年の恐慌を契機に、日本の綿糸の海外輸出がはじまった。明治20年代末葉以前において、一方では為替金融の道は開けず、他方で、財政収入と国内農業保護を目的とした綿糸輸出税と綿花輸入税等が課せられ、輸出綿業にとって大きな足かせであった。²⁰⁾

棉花輸入税と綿糸輸出税の撤廃について核心的部分だけを見ておこう。

綿糸輸出高は、明治26（1893）年の30余万斤から同27（1894）年には353万余斤と一年間で10倍強に激増した。明治23年の日本の綿糸紡績糸生産高は513万貫に達し、綿糸輸入高510万貫を上回った。²¹⁾

綿糸紡績業は、最初は国産棉を使用していたが、より廉価な原棉を求めて、その後中国棉になりそしてインド棉に転換した（表Ⅱ-8）。

棉花の輸入税は、慶応年間の「関税約書」によって、実綿は従価5分、繰綿従量税100斤当39銭8厘が賦課された。これは、国産棉花の保護関税の役割を果たした。しかし、紡績業者の国産棉から外国棉への転換によって、外国棉花輸入への課税は、紡績業の発展への一つの障害になってきた。

輸入綿糸は、明治20年頃からインドのボンベイ糸が多くなってきており（表Ⅱ-8）、これと競争しなければならない日本の綿糸の原棉は、インド棉と中国棉に依存していたから、棉花輸入税は、日本の紡績業にとっては重い負担になってきた。外国棉花は、100斤35銭（実棉）、ないし39銭8厘（繰綿）の輸入税がかかっていた。²²⁾

明治19(1886)年以降輸入棉花税撤廃運動が抬頭し、日本紡績同業組合は明治21年棉花輸入税の廃止を決議し、政府に請願運動を展開する。そして、明治23年恐慌を契機に棉花輸入税の撤廃が紡績業者の切実な要求となった。明治25年12月8日自由党及び改進黨と他団体によって棉花輸入税免除法律案が衆議院の第4議会に提出された。²³⁾

紡績連合会を中心とした棉花輸入税撤廃運動に対して、大日本農会は国内棉作保護の立場から棉花輸入税免除に強く反対し、明治26年12月反対意見を公表した。²⁴⁾ その一部を引用しておこう。

凡ソ一國ノ物産ニシテ國家ノ經濟ニ多少ノ關係ナキモノアラサルヘント雖モ、就中其國ノ獨立ニ關スルモノ及其國家經濟ノ基礎ニ關スルモノニ至リテハ、國家ハ永遠ノ目途ヲ定メテ之ヲ保護スルノ方途ヲ謬ルヘカラス。若シ之ヲ謬ラストセハ其物産ノ獨立發達ニ害ヲ加フヘカラサルハ理ノ最モ觀易キモノタリ。若夫レ名ヲ一時ノ經濟現象ニ托シテ偏見ヲ主張シ後日ノ患ヲ慮ラサルカ、若クハ一部利害ノ為ニ公平ヲ失シ延テ物産ノ獨立ニ害ヲ加フルカ如キコトアラハ、國家ハ勉メテ之カ排除ノ方策ヲ嚴ニセサルヘカラス。況ンヤ其事、海外トノ關係アルモノナランカ、一旦事ヲ誤ルトキハ國家ノ獨立ヲ損シ國家經濟上千萬歳ノ長計ヲ謬リ、後來智者出ルト雖モ亦如何トモスルコト能ハサルニ至ラントス。豈深考熟慮以テ事ニ從ハスシテ可ナランヤ。

しかし、明治29(1896)年1月開会の第9議会で政府は棉花輸入税免除法律案を提出し、衆議院と貴族院で可決された。そして、棉花輸入税の撤廃は明治29年4月1日から実施された。「これによってわが綿糸紡績業は英印糸と清韓市場で競争するに足るだけの十分な余裕を得るようになった」²⁵⁾

政府は明治26年5月の第5議会で自ら綿糸輸出税免除法律案を提出、12月15日衆議院で可決し、貴族院に回付されたが、議会解散により審議未了となった。それで、政府は再び同27年5月の第6議会に同法案を提出し、両院において可決されたので、同27年7月1日から綿糸輸出税は免除された。表Ⅱ-9のように、綿糸輸出税額は問題にならぬほど少額であったので、棉花輸入税よりさき

に免除された。ちなみに、表Ⅱ-10によって日清戦争前の輸出入額をあげておこう。綿糸輸出高は明治26年の30余万斤から同27年には一躍353万余斤に増大したことは上述した。

明治33（1900）年頃には、綿糸紡績業では、近代資本家的な工場生産が支配的な形態となった。日露戦争（1904年、明治37年）後は、近代的な紡績会社が、一方では、国内市場をほぼ完全に掌握し、他方で、東洋の植民地市場に有力な地位を占めた。

製糸業は、「もっとも重要な輸出産業」として考えられていた。したがって、直接・間接の手厚い保護育成の政策がとられたことはいうまでもない。明治14（1881）年頃から明治33（1900）年にいたる明治中期においてとられた主要な政策は、(1) 横浜正金銀行の設立と蚕糸貿易金融の援助 (2) 生糸荷預所問題の紛糾と政府の援助 (3) 「生糸検査所法」の公布 (4) 「生糸直輸出奨励法」の公布²⁶⁾などであった。

(iii) 輸入代替産業の一例

イギリスの産業革命は、「鑄鉄の時代」とであるといわれている。何故なら、イギリス産業革命の技術進歩の中核をなした機械工業の基礎をなしたほとんどの部分品には鑄鉄が使用されていたからである。

明治日本の鑄物業は、鋳業の発展と都市のインフラストラクチャー整備との関連で発展してきた。日本において、機械工業の基盤としての機械鑄物を主体に展開するようになるのは日清・日露戦争以降のことである。²⁷⁾

表Ⅱ-9 綿糸輸出税額

年次	綿糸輸出額	綿糸輸出税額
明治23年	2,364円	118円
24年	7,873	393
25年	7,720	386
26年	59,176	3,282

(出所) 【大日本帝國議会議】第2巻 1578～79頁により作成。通商産業省編 [50] 第5巻, p. 478より引用。

表Ⅱ-10 日清戦争前後の輸出入額

(単位1,000円)

年次	輸出額	輸入額
明治18年	37,146	29,356
19	48,876	32,168
20	52,407	44,304
21	65,705	65,455
22	70,060	66,103
23	56,603	81,728
24	79,527	62,927
25	91,102	71,326
26	89,712	88,257
27	113,246	117,481
28	135,112	129,260
29	117,842	171,674
30	163,135	219,300

(出所) 東洋経済新報社編【明治大正国勢総覧】による。通商産業省編 [50] 第5巻, p. 283より引用し作成。

市川孝正「輸入代替工業化の過程とその担い手——鑄鉄管工業の場合——」は、日本の鑄物業は、すべての主要資材を外国に依存して出発したが、約30年間で外国に依存しない自前の技術を開発し、輸入代替が成功して完全に自立した産業に成長したことを分析している。²⁸⁾このように鑄鉄管工業の発展過程は、日本の工業化の特質をよく体现している。

近代鑄鉄管工業の発展過程では、「国益を優先し、わが国工業の自立を目指す」²⁹⁾遠武秀行、田中長兵衛、久保田権四郎などの旺盛な企業家活動の成果に大きく負っているのである。

(iv) 関税自主権回復後(1899年以来1930年初めまでの保護貿易政策)

この時期の政府の産業保護育成政策については多く議論されており、日本の重工業が政府から何らの支援なしに自生的に発展したというような人はおそらくいないであろう。詳細なことを知るためには、たとえば、通商産業省編『商工政策史』(全25巻)をみればよい。それ故、ここでは、極く簡単にこの時期の関税政策を中心とした産業・通商政策を観察するとどめる。

日本の重工業化は、関税自主権回復以後の保護貿易の下で進められた。この時期は、また、重工業の第一次輸入代替期であった。

日本の政府は工業化を進めるためにいろいろの政策手続を使用した。関税は、保護貿易政策の主要な正統的な手段であるが、日本政府は、関税以外に、輸入数量制限、産業補助金、直接政府援助、政府による国産品優先購入、国産奨励運動、輸出振興政策等々の手段に訴えた。これらの政策は、関税とともに、日本の工業化に果たした貢献は大きい。しかし、以下では、この時期の関税政策以外の産業保護育成の諸政策については非常に重要ではあるけれど言及せず、保護貿易政策の主要な手段であるとされる関税政策について主に観察しておこう。

1899年1月1日から、1897年3月に制定された関税定率法が実施された。しかし、明治44(1911)年の関税自主権が完全に回復されるまで、固定税率の変更には6カ月前に通告するなど片務的なものであった。

図Ⅱ-1は、明治元年以来の日本の関税負担率、有税関税負担率³⁰⁾を、また図

Ⅱ-2と図Ⅱ-3は、産業別平均関税率の推移と用途別平均関税率の推移を示したものである。

第一期（1868～1898年）

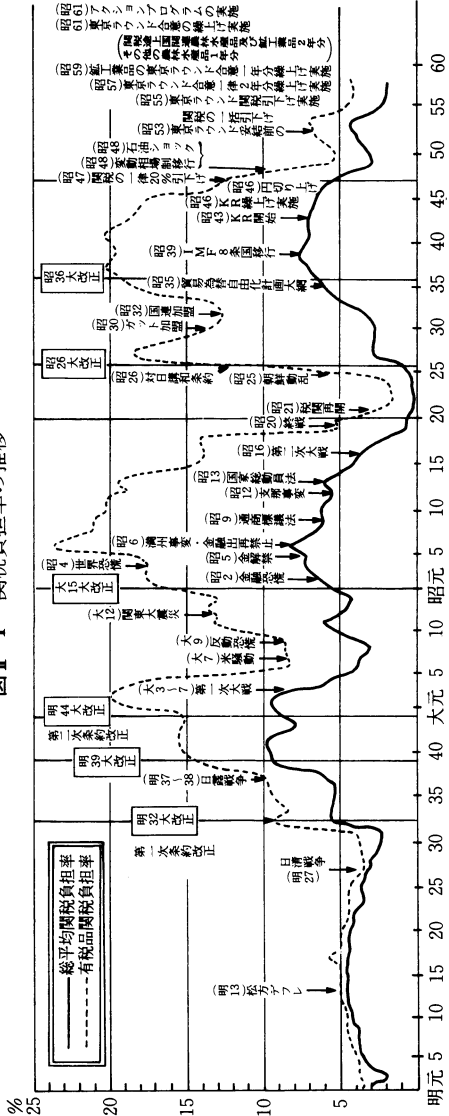
この時期は、不平等条約の五カ国修好通商条約と改税約書の締結が始まる。この期間の税率は一律5%と一方的に低く抑えられていた。したがって、関税は日本産業を保護する道具にならなかった。それ故、政府は弱小産業保護のため関税政策以外の各種の政策手続を開発した。なお、関税負担率も有税負担率も5%以下であった。

第二期（1899～1905年）

関税負担率は7%台で、関税定率法による税率は金、銀、米、羊毛などは無税、原料品は5%、半製品10%、完成品は15～20%であった。有税品関税負担率は約15%。

1899年に新たに制定された関税定率法によって保護関税体系が整備され、多く

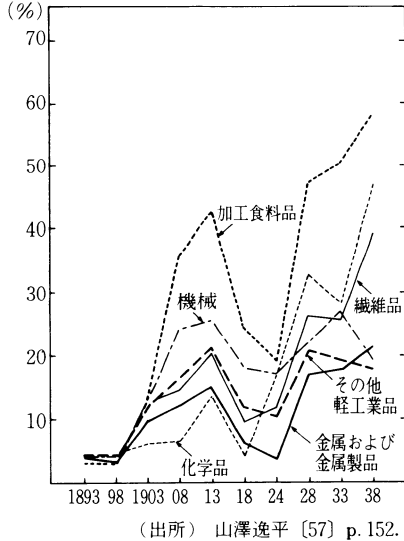
図Ⅱ-1 関税負担率の推移



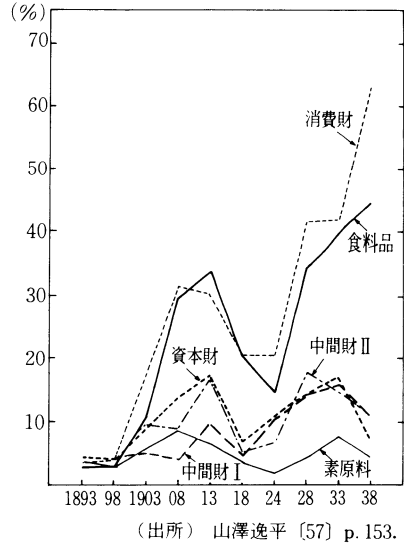
(注) 関税負担率は、全輸入額に占める関税収入額に占める関税負担率とは、有税品輸入額に占める関税収入額の割合。

(出所) 大山綱明 [26] pp. 86-87.

図Ⅱ-3 用途別平均関税率の推移



図Ⅱ-2 産業別平均関税率の推移



の工業原料は無税とされ、加工貿易体制が確立された。

第三期 (1906～1910年)

日露戦役後、日本の工業化は進展する。関税定率法の全面改正がおこなわれ、関税負担率は約9%引上げられる。

第四期 (1911～1925年)

明治44 (1911) 年、関税自主権の完全回復がやっと果たされた。全面的改正がおこなわれた関税定率法では、従量税を主として、原料は低く、製品に高い関税体系によって国内産業を保護すると同時に財政収入の確保が企図された。その結果、関税水準はかなり上昇した。

「綿織物・毛織物・精製糖・小麦粉・ガラス・洋紙などは輸入品への対抗を強め、国産化が著しく促進された」³¹⁾。

「重工業部門では、すでに多少とも国産化の進行をみていた鉄道レール・機関車・汽船・電気機械・時計が、税率の引き上げによって保護を受けることになった」³²⁾。

「紡績機械をはじめとする各種産業機械や工作機械については、国产化達成の見込みが立たず、当面関税による保護の効果を期待できない状態にあったため、15%の低率にとどめられた³³⁾」。

有税関税負担率は、明治44（1911）年の15%から大正元（1912）年には18.6%に上昇する。大正2（1913）年には、関税収入に占める関税収入の割合は15.7%と最高水準に到達する。

この時期によりやく工業の農業に対する比重がよりやく優位を占めるようになり、これに対応して、大正14（1925）年3月31日農商務省が廃止され、商工省が設立された。

第五期（1926～1945）

第一次大戦（1914～1918年）後、わずか数カ年の間に、新旧産業の保護、国民生活の安定、国際収支の改善などを目的にして、数次の関税改正がおこなわれた。しかし、第一次世界大戦の産業と貿易に与えた影響は大きく、関税の全面的改正が日程にのぼった。かくして、産業保護の観点から関税率の見直しがおこなわれ、大正15年（1926年、昭和元年）の全面改正となった。「重要産業にして発達途上にあるもの、及び将来有望なるものに対しては外国品との競争上関税引き上げによって保護を与え、事業の基礎が強固であるか、又は国内生産豊富なもので、外国品との競争にたえうるもの及び生活必需品に対しては税率を軽減もしくは据え置くこと³⁴⁾」。

1930年代の世界大恐慌の時代には、関税戦争が勃発する。昭和4～10（1929～1935）年には、従量税物品を中心として関税が引き上げられた。

昭和12（1937）年以降の関税政策は、関税の減免の方向に転換した。

(3) 戦後日本の産業政策

戦前・戦後を通じて、産業政策は経済政策の中核的部分であった。何故なら、それは、財政政策や金融政策などの短期的性格と異なって長期的性格を持っていたからで、欧米先進国にキャッチ・アップするという明治以来日本の念願の

超長期の目標のために存在していたからである。したがって、産業政策は財政・金融・農業などの諸政策と並列した経済政策の一政策というものではなかった。また、戦後多くだされた「経済計画」は、この産業政策の装飾品であったのではなかろうか。

もし、日本に産業政策がなかったら、日本は今日のように先進工業国になるのに困難であったであろう。しかし、相変わらず新古典派経済学などの正統派経済学は市場の失敗に産業政策の理論的根拠を求め、産業政策に対してそれほど積極的意義を認めていないようにみえる。市場経済が未成熟なのに市場の失敗を云々できるのであろうか。関税による産業保護育成の経済思想史的な根源を求めるとすれば、A. ハミルトンや F. リストということになろう。古典派経済学や新古典派経済学の貿易理論はリストなどのドイツ歴史学派の理論に比較して理論的には確かに精緻である。しかし、経済理論の優劣は、究極的には、理論が精緻であるとか精密でないとかということだけにあるのではない。経済理論は精密を必要とするが、経済理論の生命力は、根本的には、それが、各国国民の経済的厚生を増進に役立ってこそ発揮される。A. スミス、A. マーシャル、J. M. ケインズなど偉大な経済学者達の経済理論はそうであった。彼等は、学派は異なるが、英国の経済学の伝統に従う道徳科学者 (moral scientist) であった。経済理論は精緻だけれど一国の国民経済を分析するのに無力であったり、国民の経済的厚生 (たとえば現在の日本国民にとって最大の災厄である土地問題) に一向に役立たない理論とは一体何なのか。誤解のないようにいっておくが、ここで、われわれは、短絡的に経済理論の通俗的な効用についていっているのではない。われわれは辻村江太郎 [48] が述べているように、産業政策の分析に適用された新古典派の精緻な形式的理論に眩惑されてはならないのである。

後進国から中進国へ移行した戦前の開発途上国の日本にあって、その当時の政府は、欧米式の自由主義経済をまるまる採用することで経済自立が達成されるとは思っていなかった。

戦後日本の通産省などが推進した産業通商政策は、欧米先進国にキャッチ・アップするという意味において、戦前の産業保護育成政策や保護貿易政策の延

長であって強い連続性を持っており、戦後日本の産業政策の原型は明治初期の殖産興業政策にあるのである。³⁵⁾

戦後の産業政策の基本理念は、「50年代、60年代において中進国ないし後発先進国として出発したわが国が欧米先進諸国を急速にキャッチ・アップするための重要な手段として、産業構造政策は、産業政策体系の中で、基本的な意義を有していた。欧米先進諸国の“今日”の姿を日本の“明日の姿”としてなぞりながら、生産諸要素の配分の高度化を目的指向的に進めること、すなわち、産業構造の高度化、先進国化の政策が、キャッチ・アップの最も効果的な方途であった。

この目的ビジョンが、周知のように重化学工業化の推進であった。生産性上昇率基準、所得弾力性基準というキャッチ・アップの理念によって基礎づけられた重化学工業化の推進によって、50年代、60年代を通じて、日本経済のめざましい発展がなし遂げられてきた……」（昭和46年5月産業構造審議会中間答申『70年代の通商産業政策』）。通産省が十年ごとに出す通商産業政策の理念は、1970年代は「産業の知識集約化」、1980年代は「産業の創造的知識集約化」が1990年代であった。1990年7月にだされた1990年代のそれは「地球時代の人間的価値の創造へ」であった。

拙論文「日本の経済発展過程の理論化をめぐる方法的諸問題」（1985年12月『立命館経済学』所収）にて、産業政策について論述した。

戦後日本の産業政策については、鶴田俊正『戦後日本の産業政策』（日本経済新聞社、昭和57年）、小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』（東京大学出版会、1984年）などがあるが、どのような理由からか戦前日本の産業政策との関連性や連続性には言及がない。チャーマズ・ジョンソン『通産省と日本の奇跡』（TBSブリタニカ、1982年）は、戦前日本の通産政策について議論しているが、どうした根拠故か、戦前の産業政策の始まりを大正14（1925）年の商工省の設立に置いている。戦後の日本の産業政策については、われわれは上記の諸業績とともに、最近刊行されだした通商産業省通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』（全17巻）によってその詳細に知ることができるし、

できるようになろう。われわれの目下の目的にとっては、産業政策の歴史を専門的に微に入り細に入り研究することに興味はなくて、産業政策史を媒介にして、明治以来の政府と民間経済との関係がどのようなものであったかを調べただけである。講座派的通説に反撥するあまり日本の経済体制は明治以来一貫して新古典派型経済であったとする見解があるが、日本の経済システムは、勿論、計画経済や統制経済でもないし、欧米型の新古典派型市場経済システムでも、ケインズ型の混合経済でもなく、量的に表現すれば、欧米型市場経済により接近したその等ぐらいのところの経済システムであり、小野進〔37〕の112頁の図I-1で明示したように、政治権力の集中度も西欧型の政治システムより高く（しかし、このことは日本政治に最高の意思決定を下す中枢が存在しないということと矛盾しない。日本社会の権力構造の特徴は、いわば、権力中枢なき高い権力集中度というべきであろう）、欧米型のような市場メカニズムが作動している訳ではなく、私のいう「準市場経済」体制である。このことを、ある側面から確認しておきたいから日本の通産政策に関心があるのである。この視点から、戦後日本の産業政策形成期の特色を極く簡単に跡付けておこう。

戦後の日本経済は、中進国から先進国への発展過程であった。日本はつきさきほどまでは発展途上国であったのである。したがって、日本経済は開発経済学の対象として観察した方が分かり易い。先進国になったのは1970年代の後半から1980年頃であろう。1985年9月の「プラザ合意」(G5)で日本は文字通り先進経済国として国際的に認知られたと思われる。

昭和20年代の経済復興期に採用された産業政策は石炭と鉄鋼を中軸とする傾斜生産方式である。

昭和21年12月24日の傾斜生産方式による生産再開政策閣議決定、昭和22年復興金融公庫設立、昭和24(1949)年の外国為替・外国貿易管理法、同25年の外資法(5月)、日本輸出銀行設立(12月)、輸出貿易管理令(12月)、昭和26(1951)年日本開発銀行設立(4月)、昭和27(1952)年復興金融公庫解散(1月)。日本開発銀行は、電力、鉄鋼、石炭、肥料、海運などの基幹産業に産業資金を供給し、「為替管理法」と「外資法」は「原則禁止、例外自由」であり、為替

や資本の取引に関して官庁の強い管理下に置かれた。

ガットへの加入への準備と国内産業の保護の見地から、昭和26（1951）年関税率の大改正がおこなわれた。この改正の特徴の一つは、従量税が従価税に転換され、日本の関税政策史上はじめて関税政策本来の機能を回復した³⁶⁾とされる。

鶴田俊正〔49〕によれば、戦後の産業の保護育成政策の重要なものは、(1) 国家資金の再編・整備が行われ、社会的間接資本の整備と重化学工業に対する長期資金の供給体制、「傾斜金融」構造が整備されたこと、(2) 「傾斜減税」制度が導入され「利潤の費用化」が促進されたこと、(3) 「企業合理化促進法」に基づき多くの重化学工業が「合理化促進法」の適用業種として指定され、これらの産業には初年度に取得価額の50%の特別償却が認められたこと、(4) 産業合理化の指針ともいべき重要産業ごとの合理化計画と個別産業の育成政策が展開されたこと、(5) 独禁法が改正され、企業間、産業間の結合が容易になったことなどがあげられる、としている。

ここにあげられている「傾斜金融」制度と「傾斜減税」制度は、戦後の産業の保護育成政策の中心的な環であった。戦後日本の急速な重化学工業化は、このような育成政策の所産であったといえよう。

上述したように、1950年12月に日本輸出銀行の設立（52年4月に日本輸出入銀行と改称）また「長期資金の供給を行う」ことを目的にした日本開発銀行が51年4月に設立され、1950年前半に多くの政府系金融機関が誕生し、重化学工業に国家資金を体系的に金融するシステムが形成された。

1951年の特定の機械設備等についての3年間50%増の特別償却制度、一部利益の損金算入を認めた51年の価格変動準備金制度、初年度に取得価額の50%の償却を認めるなどした1952年3月に制定された「企業合理化促進法」、その他貸倒準備金、輸出所得控除、輸出損失準備金などの特別措置が制定された。この「傾斜減免制度」によって、名目上の法人税率は42%であっても、企業の実効税率は20%であったといわれる³⁷⁾。

なお、1952年11月の外航船腹拡充4ヵ年計画、54年6月の「硫酸工業合理化

臨時措置法」, 55年8月の「石炭鉱業合理化臨時措置法」, 55年6月の「機械工業設備臨時措置法」, 57年の「電子工業振興臨時措置法」など多くの産業育成の法律ができた。

1950年代後半から, 個別産業の育成政策がとられ, 大企業には日本開発銀行の融資が中小企業には中小企業金融公庫融資が適用され, 戦略産業に政府資金が重点的に配分されるようになった。当時, 日本の機械工業, 電子工業, 石油化学工業は幼稚産業であった。

戦後の産業政策の基本的立場は企業規模の拡大こそ日本経済の国際競争力を強化するということであった。

1960年代末に産業政策に転機が訪れ, 70年代の「知識集約化構想」になっていく。

- 1) 一例としてゲームの理論の適用があげられよう。新古典派経済学, ケインズ経済学, 新オーストリア学派, ネオ・リカードィアンなどの既成の各種のパラダイムとは別の日本や東洋の経済社会に合ったパラダイムに基礎を置く日本独自の経済学を定立することが日本の経済学者に課せられたもっとも重要な根本問題ではなかろうか。
- 2) 日本では, 多くの人々にとっては, 自由主義とは勝手主義ぐらいの理解で, そのエートスはまだ十分身につけているとはいいい難い。儒教に至っては, さらに「男女七歳にして席を同じくせず」とか「弟子は三尺下がって師の影を踏まず」という類の誤解にもとづく通俗的な理解の域をでていない。両者とも, 日本の固有の思想でないからという理由で理念とすることに反対する人がいることが予想される。しかしながら, (a) 理念はある意味で, fiction である。(b) 日本文化は, 徳川時代には, 儒教によって, 明治以降は, 西欧思想によって洗練されて, 自由主義と儒教主義が融合していると考えられるなら, 私のこのような見地も現実的かつ合理的であろう。
- 3) この点については, 奥村宏氏の好論文「正当化できない『系列』の合理化」(『エコノミスト』1990年7月10日号所収)を参照されたし。
- 4) 岡田与好 [27] p. 22。
- 5) 宮本又次 [19] p. 395。
- 6) 宮本又次 [19] pp. 396-97。
- 7) 宮本又次 [19] p. 404。
- 8) 宮本又次 [19] p. 407。

- 9) 岡田与好〔27〕 pp. 34-35。
- 10) 梅村又次・中村隆英編〔53〕 p. 265。
- 11) 1954年（安政元年）に不平等条約の「日米和親条約」の締結，この神奈川条約につづく1856年の「日米修好通商条約」もやはり開港場の租界，日本側に自主権のない関税制度，治外法権を内容とする不平等条約であった。居留地の借地権と土地所有権は永久の権利であったが，昭和17（1942）年になってやっと撤廃された。この不平等条約が完全に撤廃されるまで何んと88年間かかった。
- もし，1960年の日米安全保障条約を不平等条約と理解すれば，日本は，1854年の開国以来，完全な独立国として存在したのはわずか3年であった。しかし，これは皮肉なことに，崩壊寸前の束の間の独立であった。
- 12) 土屋喬雄・岡崎三郎〔47〕 p. 196。
- 13) Lockwood〔13〕 p. 539，邦訳（下） p. 705。
- 14) 土屋喬雄・岡崎三郎〔47〕 p. 196。
- 15) 山澤逸平〔57〕 p. 152。
- 16) 土屋喬雄・岡崎三郎〔47〕 pp. 186-87。
- 17) 土屋喬雄・岡崎三郎〔47〕 p. 158。
- 18) 土屋喬雄・岡崎三郎〔47〕 p. 264。
- 19) 土屋喬雄・岡崎三郎〔47〕 p. 268。
- 20) 通商産業省編〔50〕第15巻， p. 176。
- 21) 通商産業省編〔50〕第5巻， p. 478。
- 22) 通商産業省編〔50〕第5巻， p. 454。
- 23) 通商産業省編〔50〕第5巻， p. 466。この間の詳細な事情については当該書の pp. 452-81を見よ。
- 24) 通商産業省編〔50〕第5巻， p. 472。
- 25) 通商産業省編〔50〕第5巻， p. 481。
- 26) 通商産業省編〔50〕第15巻， pp. 216~222を見よ。なお，その他の保護・育成政策については， pp. 224-228が参考になる。また同編〔50〕第5巻， pp. 338-355をも参照のこと。
- 27) 尾高煌之助・山本有造編〔29〕 pp. 236-37。
- 28) 尾高煌之助・山本有造編〔29〕
- 29) 尾高煌之助・山本有造編〔29〕 p. 247。
- 30) 大山綱明〔26〕 pp. 86-87。以下の時期区分はこの文献のようにしたかった。
- 31) 通商産業省編〔50〕第1・2巻， p. 66。
- 32) 通商産業省編〔50〕第1・2巻， p. 66。
- 33) 通商産業省編〔50〕第1・2巻， p. 67。
- 34) 通商産業省編〔50〕第1・2巻， p. 120。

- 35) 小野進 [32] p. 81を見よ。
- 36) 鶴田俊正 [49] p. 37。
- 37) 鶴田俊正 [49] p. 47。

Ⅲ ヘクシャー=オリーン・モデルの限界

諸国民は私的利益が国民的利益に従属せしめられた所や諸世代が同一の目標に向けて努力した所においてのみ生産諸力の調和的發展を遂げ、私的産業は同時代に生存する諸個人および相連続する諸世代が共通の目標に向けて協力するのでもなければほとんど繁栄しない。

——フリードリッヒ・リスト『政治経済学の国民的体系』(1841年)——

その場合資本主義というのは、いうまでもなく、近代資本主義のことである。何故ならば、ここで論じようとするものが専らそのような西ヨーロッパ及びアメリカの資本主義であることは、問題の立て方に照らして自明なことだからである。「資本主義」は中国にも、インドにも、バビロンにも、また古代にも中世にも存在した。しかし、それらの資本主義は独自のエートスが缺けていたのである。

—— Max Weber ——

結局、自由貿易の教義は、より微妙な形の重商主義にすぎないように思われます。それは、その教義から利益を得るであろう人々によってのみ信奉されているにすぎません。

—— J. ロビンソン「新しい重商主義」(1965年)——

1 ヘクシャー=オリーン・モデルの構造

ヘクシャー=オリーン理論は、スウェーデンの経済学者、エリー・ヘクシャー (Eli Heckscher) の1919年スウェーデン語で書かれた論文、“所得分配に及ぼす外国貿易の効果” (“The Effect of Foreign Trade on the Distribution of

Income”)とバーティル・オリーン (Bertil Ohlin) の “Interregional and International Trade” (1933) にその源泉を持っている。ヘクシャー=オリーン理論は、一般均衡理論が国際貿易に適用されたものであり、その後 P. サミュエルソン (P. A. Samuelson) は, “International Trade and the Equalization of Factor Prices” (Economic Journal 58, 1948) と “International Factor Price Equalization Once Again” (Economic Journal 59, 1949) において、この理論を数学的に厳密に証明した。それゆえ、これらは、今日、ヘクシャー=オリーン=サミュエルソン・モデル (略して HOS 理論と称されている) として、国際貿易理論の標準的な理論として欧米や日本などの大学で広く教えられている。

国際貿易の利益や国際貿易のおこる原因それに貿易のパターンの説明については比較優位の理論によるのが普通である。比較優位の理論として、リカードの比較生産費説、ヘクシャー=オリーンの定理がよく知られている。しかしながら、資本や労働などの生産要素の相対的賦存度の差異によって貿易の発生を説明する新古典派貿易理論のヘクシャー=オリーンの理論には静学的な貿易理論 (技術の変化が貿易のパターンや特化に及ぼす影響を組み入れていない) であるなどの、欠陥があり、これらの欠陥を突いて、その後、レオンチェフ・パラドックス、プロダクト・サイクル説 (product cycle theory of trade) など各種の所説がでていいる。ヘクシャー=オリーン理論以後、新しい貿易諸理論が出現しているが、なかには、単に、目新しいというだけでたいして重要だと思われない理論もある。

ここでは、日本の経済発展と国際分業の経験を念頭に入れて、現代の正統派貿易理論として国際的に広く受けいられているヘクシャー=オリーンの定理を主に考察する。

ヘクシャー=オリーン・モデル、このようなある意味で不毛な国際貿易理論は、誰も実際はあまり信じていないかもしれないのに、どのような国際経済学や国際貿易理論の教科書にも国際分業の基礎理論として相変わらずでてくるのはどうしてであろうか。

今、一組の夫婦を想定しよう。夫は、経済学の研究と、自動車の運転技術の

両方に、妻よりすぐれており、かつ、経済学の研究の方が自動車の運転より得意である。これに対して、妻は、自動車の運転の方が経済学の研究よりすぐれた才能を持っているとすれば、この場合、夫は経済学の研究に、妻は自動車の運転に特化し、それぞれ役割分担をすれば、この夫婦の仕事は最も効率的になるというのが、比較優位の考え方である。

(1) 絶対優位・絶対劣位・比較優位・比較劣位

—— A. スミスと D. リカード ——

比較優位の理論は、デヴィッド・リカード (David Ricardo) の『経済学および課税の原理』(ON THE PRINCIPLES OF POLITICAL ECONOMY AND TAXATION, 1817) の第7章 外国貿易 において提示されて以来、リカードの比較生産費説としてよく知られている。リカードの外国貿易論は、もともと、『原理』の第一章から第六章において展開された資本蓄積理論 (リカード経済学の基本的な理論部分である) が適用されたものである¹⁾。

アダム・スミス (Adam Smith) によれば、外国貿易による利益が発生するのは、1) 貿易当事国間において、A国がB国よりXとYの二商品の生産において絶対的に生産費が低いという「絶対生産費格差」、即ち「絶対優位」が存在する場合 2) A国やB国に余剰生産物が存在する場合である。

1) に関連したスミスの「絶対優位」にかかわる言説を引用しておこう。「もしある外国が、われわれ自身がある商品をつくりうるより安くつくり、それをわれわれに供給してくれることをできるならば、われわれは、自分たちが多少とも強みをもつようなしかたで自国の産業を活動させ、その生産物の若干部分でそれを外国から買うほうがよい²⁾」「一家の分別あるあらゆる主人にとっての金言は、買うよりはつくるほうが高くつくようなものを自分のところでつくろうなどはけっしてしない、ということである。裁判所は自分のくつを自分でつくろうとはせず、それをくつ屋から買う。くつ屋は自分の衣服を自分でつくろうとはせず、そのために裁縫師を使う。農業者はくつも衣服もつく

ろうとはせずに、そのためにこれらのさまざまの工匠を使う³⁾。

2) についてスミスはつぎのようにいっている。「ある特定産業部門の生産物が、その国の需要が必要とする以上になるばあいには、この剰余は海外に送られ、国内で需要されるなにものかと交換されなければならない。このような輸出がおこなわれないならば、その国の生産的労働の一部は必ず終息し、その年々の生産物の価値に減少する。大ブリテンの土地および労働は、一般に国内市場が必要とする以上に、穀物・毛織物および金物類を生産する。それゆえ、それらの余剰部分は、海外に送られ、国内で需要されるなにものかと交換されなければならない。この剰余がその生産に要する労働と経費とをつぐなうにたりの価値を獲得しうるのは、このような輸出を媒介としてだけである⁴⁾」、「およそどのような地方のあいだに外国貿易が営まれるにせよ、これらの地方のすべては、二つの別個の利益をそれからひきだす。それは、これらの地方の土地および労働の生産物のうちでそこでは需要のない剰余部分を国外にもちだし、それとひきかえに、そこで需要のあるなにか他のものをもち帰る。それは、これらの地方の冗物を、そこで欲望の一部を満足させ、享楽を増加させる他のなにものかと交換することによって、これらの冗物に価値をあたえる。そのおかげで、国内市場が狭くても、技術または製造業のある特定部門における分業が最高度に完成させられるのを阻止されるということがなくなる。それは、これらの地方の労働の生産物のどれほどの部分が国内消費を超過しようとも、この部分に対するいっそう広大な市場を開放することによって、これらの地方が生産諸力を改善し、また年々の生産物を最大限に増加させ、ひいては社会の実質的収入および富を増加させることを奨励する。外国貿易は、それが営まれるありとあらゆる国に対して、以上のような偉大で重要な任務を遂行するために⁵⁾ 間断なく従事しているのである」

以上、少々長くなった引用文からわかることは、輸出は、一国の必要な需要量を超える剰余生産物のはけ口を提供すること、貿易は、市場規模を拡大することにより分業を高度化させ、貿易当事国の生産性を向上させ、富と所得を増加させる、ことである。ここで強調したいことは、スミスが、「剰余はけ口」

6) 理論を述べていることである。

要するに、スミスは絶対優位と絶対劣位の理論により、自国が外国より絶対的に低い生産コストの商品を輸出し、他国が自国より絶対的に低い生産費の製品を輸入することである。スミスは、関税、輸入禁止、輸出助成金、独占的貿易会社など輸出入を管理する重商主義政策を口荒く攻撃した。スミスにあっては、分業が労働生産向上の源泉であったと同様に、国際分業の特化こそ富の源泉であった。

スミスの外国貿易理論にしたがえば、自国があらゆる商品にわたって、絶対劣位にあれば、即ち、自国の労働生産性が他国より絶対的に低いのであれば、他国との貿易関係はおこらない。

これに対して、ディヴィッド・リカードの周知の比較優位の理論=比較生産費説は、自由貿易の条件の下において、各国は、比較優位にある相対的に労働生産性の高い製品を輸出し、比較的劣位にある相対的に生産費が高い生産物を輸入することができるとして、スミスとは異なった結論に達した。

イギリスの国益を守る比較生産費説を基礎とした国際的な自由貿易体制を論じたリカードの見解に入る前に、穀物条例をめぐる有名なリカード対マルサス論争の核心部分にふれておこう。

英国では、1688年の名誉革命以来、穀物輸入に対する高い関税障壁、穀物輸出に対する奨励金交付などの手厚い農業保護政策によって、農業関係者の間に既得権益のネットワークがはりめぐらされてきた。

1804年に制定された新しい穀物条例によれば、1クォーター当り63シリングになるまで輸入が禁止された。1815年の穀物条例改訂の論議がおこなわれている折に、穀物価格が60シリングに騰貴し、輸入禁止ライン価格の63シリングすれすれまでいま一步というところまできた。そこで地主と借地農は、下院に、これを回避するために輸入上限価格を80シリングに引き上げさせた。

このような環境の中で、リカードは、海外からの穀物輸入を制限し、穀物の国内価格を高水準を保障する農業保護政策は、地主階級の利益に奉仕するものであり、外国から安い穀物を自由に輸入できるような体制をつくるのが地主

を除く社会階級イギリスの国益に合致すると考えた。これに対して、ロバート・マルサス（Robert Malthus）は、低廉な価格の穀物輸入の果す役割について十分認識していたが、利害の共存である国際的な通商関係は、権力者の野望などによって破綻する危険性ゆえに政治的に不安定であること、「徳性と幸福」のために、農業と工業の適当なバランスを維持するため、農業を適当な比率で残しておく必要があること、以上二つの理由から、リカードの議論に反対した。⁷⁾

「完全な自由貿易制度のもとでは、各国は当然その資本と労働を自国にとってもっとも有利となるような用途に向ける。この個別的利益の追求は、全体の普遍的利益とみごとに結びついている。勤勉を刺激し、工夫力に報い、また自然によって賦与された特殊の諸能力をもっとも有効に使用することによって、それは労働をもっとも有効にかつもっとも経済的に配分する」。⁸⁾これは、リカードの比較優位の考え方を示したものである。彼は、また、外国貿易がない国は、経済的不利益をもたらすであろうと述べている。即ち、「仮にポルトガルが他の諸国との通商関係をまったくもたないとすれば、この国は、その資本と勤労の大部分をブドウ酒の生産に使用し、それをもって自国用のために他の諸国の服地や鉄器類を購買するかわりに、その資本の一部分をそれらの商品の製造に向けることを余儀なくされ、したがっておそらく量ばかりでなく質においても劣ったものを取得することになるであろう」。⁹⁾

リカードの比較生産費説は、2国、2財、一生産要素（労働）のモデルであり、表Ⅲ-1においてその数値例が示される。表Ⅲ-1からつぎの二つの結論が導出される。

一つは、ポルトガルが、ブドウ酒と服地の両生産部門の労働の生産性が絶対的に優越性を持っていたとしても、両国が貿易すれば、両国とも利益を得る。

二つ目は、ポルトガルは、労働生産性の相対的にすぐれたブドウ酒の生産にすべての生産要素を投入し、ブドウ酒の一部分をイギリスに輸出し、それと交

表Ⅲ-1 リカードの比較生産費説

	一単位生産するに必要な労働時間	
	服 地	ブドウ酒
ポルトガル	90人 → 1人	80人 → $\frac{40}{45}$ 人
イギリス	100人 → 1人	120人 → $\frac{54}{45}$ 人

換に服地を輸入する方が有利であり、イギリスにとっては、服地生産に生産要素を集中的に投下して、服地生産の一部分をポルトガルに輸出し、それと交換にブドウ酒を輸入した方が有利である。

リカードの比較優位説には、新古典派経済学の視点でいえば、つぎのような仮定が前提になっている。

- i 労働と資本などの資源の国内移動は自由であるが、国際間の移動はできない。それ故、各国の生産条件の均等化は存在しない。
- ii 労働は完全に雇用されている。
- iii 規模に関する収護不変が成立している。
- iv 両国の各個人の効用関数は同じであり、ホモセティックである。
- v 完全競争の仮定
- vi 輸出と輸入は均衡している。

貿易前の状態では、2財間の国内交換比率は、ポルトガルでは、1ブドウ酒:80=1服地:90であるから、1人/服地=0.88人/ブドウ酒、イギリスでは、1ブドウ酒:120=1服地:100で、1人/服地=1.2人/ブドウ酒となる。それゆえ、ブドウ酒はポルトガルが相対的に安く、イギリスは服地が相対的に安い。

$\frac{L_C}{C}$ は C財 (服地) 1単位を生産するために必要な労働投入量で、これを C財の労働投入係数 a_{LC} とし、 $\frac{L_W}{W}$ は W財 (ブドウ酒) を1単位生産するための労働投入量で、これを、W財の労働投入係数 a_{LW} とすれば、

$$\frac{a_{LC}^E}{a_{LC}^P} > \frac{a_{LW}^E}{a_{LW}^P} \text{ が成立する。}$$

A. スミスの「絶対優位説」は、表Ⅲ-2のような数値例になる。ポルトガルはブドウ酒の生産に絶対優位を持ち、イギリスは服地生産に絶対優位を持つ。

表Ⅲ-2 スミスの絶対生産費説

	一単位生産に必要な労働時間	
	服地	ブドウ酒
ポルトガル	200人	100人
イギリス	100人	1200人

ポルトガルがブドウ酒に絶対優位を持ち、イギリスは服地に絶対優位をもっているとすれば、

$$a_{LC}^E < a_{LC}^P$$

$$a_{LW}^E > a_{LW}^P$$

貿易が全然おこなわれない根拠を数値例によって示しておこう。表Ⅲ-3の場合、ポルトガルの方が両生産物の生産性は、イギリスより2倍高く、絶対優位を維持している。

$$\frac{a_{LC}^E}{a_{LC}^P} = \frac{a_{LW}^E}{a_{LW}^P}$$

表Ⅲ-3 比例生産費説

	一単位生産するに必要な労働時間	
	服 地	ブドウ酒
ポルトガル	50人	60人
イギリス	100人	120人

(2) ヘクシャー=オリーン・モデルの構造

ヘクシャー=オリーン (Heckscher-Ohlin) モデルの特徴は、つぎのようなものである。

① リカードの比較生産費説は、一国の技術格差 (technology gap) が、その国に生産費の比較優位をもたらし、貿易が発生すると考えたが、ヘクシャー=オリーンモデルでは、各国の生産技術の水準は同一であり、各国の所与の労働や資本などの資源の相対的な賦存量 (factor endowment) が相違することから貿易が発生する。

② H-O理論は、すべての国が同水準の技術知識に平等に接近できるという仮定を置いている。

③ 「生産要素の組合せ比率——技術係数——は要素相対価格の関数」であり、¹⁰⁾「諸要素の質は同一であるから」、各国の生産函数は同一であり、規模に関する収穫不変である (生産函数は一次同次である)。

④ 生産要素は、国内の産業部門間を自由に移動するが、国際間の移動は特別な場合を除きおこなわれない。¹¹⁾

⑤ 各インプットの価格は、各インプットの価値限界生産力によってきまるといふ「分配の限界生産力説」を採用している。

⑥ 財・サービスの国際価格は、国際市場における需給均衡によって決定される。

⑦ 各国のインプットの価格は、生産要素の賦存度と関係なく、同一の国際価格と生産函数から誘導されるので、国際間の生産要素価格の均等化定理が可能になる。

⑧ リカードの比較生産費説やミルの相互需要説は、新古典派理論のスペンシャル・ケースである。

ヘクシャー=オリーンの定理の2国間で要素価格は均等化に向かうという「不完全均等化定理」を、ストルパー=サミュエルソン (Stolper=Samuelson) は、論理的に押し進めて「要素価格均等化定理」を導出した。

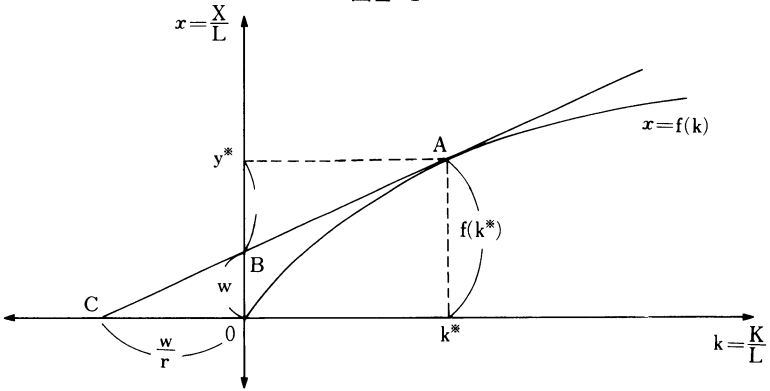
「一国は相対的に豊富にある生産要素を集約的に使用する財を輸出し、希少な要素を集約的に用いる財を輸入する」という、ヘクシャー=オリーンの定理の核心部分を広く受け入れられている形式にしたがって誘導しておこう。¹²⁾

新古典派経済学の「分配の限界生産力説」は、重大な誤謬を含んでいると思われるけれど、¹³⁾ これを一応承認して議論を進めよう。

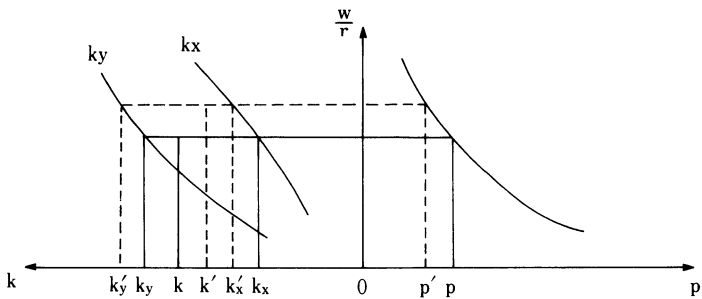
今、規模に関する収穫不変 (一次同次) の生産函数 $X=F(K, L)$ を仮定し、この式に $\lambda = \frac{1}{L}$ を乗ずれば、 $\frac{X}{L} = F\left(\frac{K}{L}, 1\right)$ 。 $\frac{X}{L} = x$, $\frac{K}{L} = k$ とすれば、 $x = F(k, 1) = f(k)$ 。そして、この生産函数 $f(k)$ は図Ⅲ-1のように示される。

図Ⅲ-1におけるA点における接線の勾配が、資本の限界生産力であるから、利潤率あるいは資本のレンタル率を r とすれば、接線 AB の勾配 $= \frac{BE}{AE} = \frac{BE}{DO} = \frac{BE}{k^*} = r$, $\therefore BE = rk^*$ (労働者1人当りの利潤量)。 k^* におけるA点の集計的生産函数の接線の勾配 $= f'(k^*)$ であるから、 $r = f'(k^*)$ 。 $OB = AD - BE$ であるから、労働者一人当りの賃金であり、したがって、 $w = f(k^*) - k^* f'(k^*)$ 。 AB の接線の勾配 $= \frac{BO}{CO} = \frac{w}{CO} = r$ 。それ故、 $CO = \frac{w}{r}$ 。 $\frac{w}{r}$ が増大すると、相対的に賃金が増加するから、 k の大きな資本集約的な財ほど価格が下落する。それ故、 $\frac{w}{r}$ と財の価格 P との関係では、 $\frac{w}{P}$ が小さくなるほど P は大きくなる。それは、 $\frac{w}{r} = \phi(P)$ となり、図Ⅲ-2の第1象限で示される。また、同時に、資本のレンタル率が大きくなると、即ち $\frac{w}{r}$ が小さくなると、資本が節

図Ⅲ-1



図Ⅲ-2



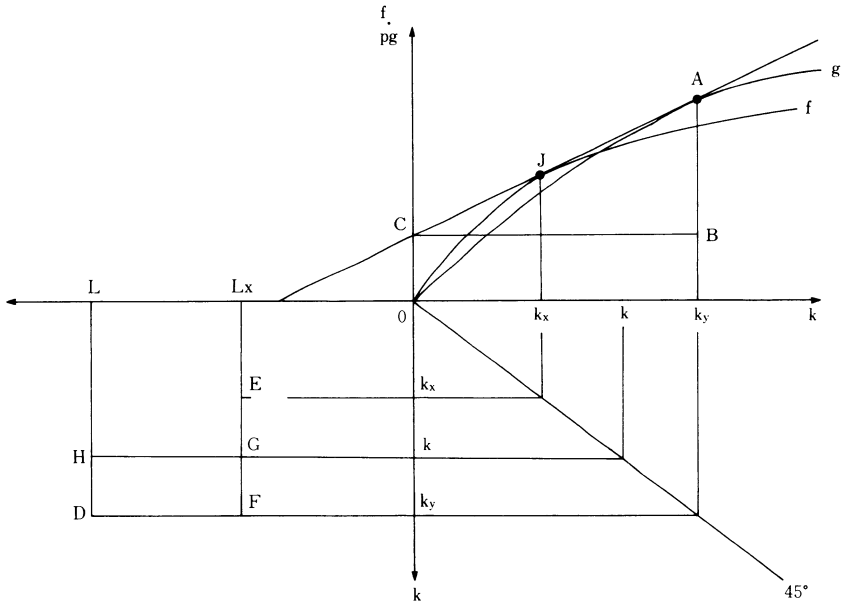
約されるから、 k は小さくなり、賃金が上昇し、 $\frac{w}{r}$ が大きくなると、労働が節約され、 k は大きくなり、 $\frac{w}{r}$ と k とは、 $\frac{w}{r} = \phi(k)$ で、図Ⅲ-2の第2象限のように示される。

つぎに、労働集約的な消費財部門のX部門と資本集約的な資本財部門のY部門の二部門を想定した場合、このX・Y二部門の生産均衡はどのようにして実現されるのか。

X・Y両財の価格を P_X と P_Y とすれば、両財の相対価格 $P = \frac{P_Y}{P_X}$ となる。X財は基準財（ニュメレール）で、 $P_X = 1$ とすれば、相対価格 $P = P_Y$ 。

X財部門の生産函数を $x = f(k_X)$ 、Y財部門のそれを $y = g(k_Y)$ とすれば、X、Y両財の資本市場の均衡式は、

図 III-3



$$f(k_X) = r = pg'(k_Y) \quad (1)$$

両部門の労働市場の均衡式は,

$$f(k_X) - k_X f'(k_X) = x = P \{g(k_Y) - k_Y g'(k_Y)\} \quad (2)$$

資本の完全利用式 $K_X + K_Y = K$ を労働 L で割ると,

$$\frac{K_X}{L_X} + \frac{K_Y}{L_Y} = \frac{K}{L} = k, \text{ 労働の完全利用式 } L_X + L_Y = L \text{ を } L \text{ で割って,}$$

$$\frac{L_X}{L} + \frac{L_Y}{L} = \lambda \text{ とすれば, } 1 - \lambda = \frac{L_Y}{L}. \text{ 資本の完全利用式は,}$$

$$\lambda k_X + (1 - \lambda) k_Y = k \quad (3)$$

(1)式と(2)式は、4本の方程式であり、これは図III-3によって幾何学的に説明できる。

X財部門の生産はG点でおこなわれ、その資本集約度は k_X 、また、Y財部

門は資本集約度 k_Y で、その A 点で生産をおこなっている。 $oL = oL_X + oL_Y$ であるから、 oL 軸の oL_X は X 財部門の労働雇用量で、 $L_X L$ は Y 財部門の労働雇用量で、 X 財部門の資本量は長方形 $ok_X EL_X$ 、 Y 財部門の資本量は長方形 $L_X FDL$ 。 k は、 $X \cdot Y$ 両部門の産出量で加重した平均値で、 k_X と k_Y の間にある。このことから、長方形 $EGkk_X$ と長方形 $DHGF$ の面積が等しくなるように両部門への資本と労働の配分が決定される。

資本量の配分は Y 財部門の方が大きい。何故なら、資本集約度が X 財部門より Y 財部門の方が大きいからである。

自国（たとえば、後進国と中進国であった時の日本）では、資本が労働に比べて相対的に乏しい時、資本装備率は、 k より左の部分にある。資本・労働比率が k より左へ移動すると、 k 点は第3現象 k 軸上を原点の方へ移動し、 L_X 点は左の方へ移動する。換言すれば、労働集約財の輸出に特化に向い、資本集約財を輸入することになる。自国と外国の技術が同じで、要素賦存比率だけ異なるものと仮定しているので、外国は資本集約財に特化しこれを自国に輸出する。ただし、この場合、両国とも二財いずれも生産している不完全特化の状態である。財の価格は一つの決まり、財の価格がきまれば、図Ⅲ-2 第1象限のように、要素価格比 $\frac{w}{r}$ もきまる。仮定により二国の生産函数は同一であるから、両国の利潤率と賃金率は均等化する。即ち、 $P = P'$ に対応して $\frac{w}{r} = \frac{w'}{r'}$ になり、 $r = r'$ 、 $w = w'$ となる。

以上の「要素価格完全均等化定理」の含意は、資本や労働などの生産要素の移動があれば、要素価格は均等化するが、財の国際間の移動があれば、賃金率の国際間格差による労働者の移民や国際間の利子率の格差による資本の移動を前提とせずとも要素価格均等化を保障することである。

ただ、要素価格均等化定理の成立しない場合がある。¹⁴⁾

それは、各国がそれぞれの財の生産に完全特化しているケースで、 $k < k'$ の時である。

もう一つは、要素比率逆転の可能性が発生し、 $k > k'$ の時である。

このことは、要素価格均等化は、要素賦存率がほぼ同一の国家間でのみ成立

するということである。

- 1) 岸本誠二郎編 [11] p. 312 と p. 355。
- 2) 傍点の部分は比較優位の意味に解釈することができる。
- 3) Smith [43] 邦訳, (三) p. 58。小宮隆太郎・天野明弘 [14] p. 19 は, 傍点を付した部分は, 比較劣位の考え方にはかならないとしている。
- 4) Smith [43] 邦訳, (二) p. 413。
- 5) Smith [43] 邦訳, (三) p. 41。
- 6) Hollander [5] 邦訳, 第9章 外国貿易:理論と政策, を見よ。
- 7) 菱山泉 [4] pp. 32-38。この穀物論争は, 今日のコメの輸入自由化問題を考える上で意味深いものがある。
- 8) スラッファ編 [38] 邦訳, p. 156。
- 9) スラッファ編 [38] 邦訳, p. 157。
- 10) Ohlin [30] 邦訳, p. 15。
- 11) エマニュエルは国際的な賃金格差と資本移動による国際的利潤率均等化を前提として分析する。
- 12) H-O理論のより詳細については関口末夫 [42] 及び根岸隆 [20] を参照されたし。
- 13) イギリスケンブリッジとアメリカケンブリッジの例の「資本論争」については別の機会に検討したい。
- 14) 根岸隆 [20] pp. 26-29 を見よ。

2 準市場経済 (quasi market economy) とヘクシャー=オリーン・モデルの限界

(1) 日本経済は準市場経済 (quasi market economy) であるという仮説

私が, 日本経済は市場経済でなくて, 「準市場経済」(a quasi market economy) であるという新概念をはじめて提示したのは, 1987年2月号の『立命館経済学』に掲載した「経済発展論 (下) —— A. ガーシェンクロンと A. マーシャルそして日本の経済発展への適用とその限界——」においてであった。

「日本独自の社会経済体制——新古典派経済学でいう資源が市場における価格形成を通じて最適に配分されるという欧米型の市場経済でない, X 効率 (H. Leibenstein) を含む別の種類の効率を意味する大量生産経済システム——私は

このシステムを準市場経済体制（quasi market economy）というコンセプトで把握してきたい」と上述の論文で述べている。

準市場経済（quasi market economy）のコンセプトをこれまでの私の研究で分っていることをここで若干要約しておこう。

(a) いうまでもなく、「準市場経済」は社会主義的計画経済とも本質的に異なるし、私企業が経済活動において主導的役割を果たす西欧型の市場経済体制とも異なる。

(b) 「準市場経済」は混合経済とも異なる。何故なら、混合経済が成立する要件は、生産力が先進国段階に達していること、自由な市場経済が成熟し、政治上で民主主義が確立していること、そして個人主義のイデオロギーが混合経済の価値観の基調になっていることである。これらの要件を日本の経済社会は満たしていない¹⁾かったし、現在も必ずしも満たしていない。

(c) 「準市場経済」は開発途上国が先進工業国に到る道において必然的に迎える一つの過程であるかもしれない。

(d) 「準市場経済」の市場経済に対する敵対は部分的であり、西欧型市場経済への転形は比較的容易かもしれない。

最近、日米構造協議（Structural Impediments Initiative、日米間の貿易上の構造障壁を排除するための協議）と関係して、第一線の近代経済学者の中にも、「日本の国内市場は、競争的な市場システムとはあまりにもかけ離れており、その「異質」な市場ルールのもとで過大なパイを占有しているのではないか」とか「日本という国の経済システムに自由な市場機構が本格的にビルト・インされているとはとても言えない」といわれだしていることは、私の「準市場経済の経済学」を定立しようとする視点からすれば援軍が出現したような思いである。

(2) 準市場経済を見る視点：経済合理主義は如何にして発生するのか

多くの経済学者は、近代経済学者であろうと破綻したマルクス経済学者であろうと、また歴史派経済学者であろうと、その立場の如何にかかわらず、意識・価値・イデオロギーと経済の基礎過程との関係そして経済合理主義の発生

と市場メカニズムの形成の理解について、以下のような牢固として抜きがたい「自然発生主義」という共通した認識を持っている。

① 経済行為があるところでは常に必ず経済合理主義が発生し、それは、共時的、通時的に、人間なら誰でも身につける「営利追求の精神」である。即ち、市場が近代以前であろうと以後であろうと、強い「営利追求の精神」は、歴史とともに旧くから存在し、そこでの経済的利害に積極的、合理的に対応するものと規定されている。

市場現象は、歴史や文化構造を超えて、普遍的に存在する。それゆえ、市場活動には、近代以前も以後の区別や東洋や西洋の区別は存在しない。しかしながら、一定の規範意識や原則にもとづいた各種各様の制度と環境の整備なしに成熟した市場経済は形成されない。

エートス、価値、意識、イデオロギー、倫理や道德などは、自律的な経済過程の受動的な反映にすぎず、以上のような精神的価値の経済の基礎過程に及ぼす積極的な作用と影響についての意義はほとんど是認されないか無意味であると考えられている。

② 人間の意識は、経済過程によって規定される。したがって、M. ウェーバーが、近代資本主義発生の起源の説明として、経済の基礎過程から相対的に独立した要素である「資本主義の精神」(フランクリンの13徳——「節制」、「沈黙」、「規律」、「決断」、「節約」、「勤勉」、「誠実」、「正義」、「中庸」、「清潔」、「平静」、「純潔」、「謙譲」——にみられるような人間の内面的な倫理的資質)に求め、この「資本主義の精神」の歴史的系譜を「プロテスタンティズムの倫理」に探る、といったようなアプローチには嫌悪感が持たれる。ウェーバーの「資本主義の精神」は、近代以前の欲望のままの営利の追求の「資本主義の精神」からは導出されない。ウェーバーの「資本主義の精神」は、市場経済における経済的利害に対する本能的な適応でなく、自然な欲望からでる営利心を抑制する合理的な倫理的態度である。²⁾

しかしながら、多くの近代経済学者のみならず、破産したマルクス経済学の視点に立つ人々は、人間の経済行為に宗教的背景や倫理的性格を探ったりする

ことを忌み嫌うし、今日の経済行為が、ピューリタニズムの禁欲的合理態度の一帰結だと見做すウェーバーの解釈に拒絶反応を示すであろう。

“Studies in the Theory of International Trade”（1937）の著者と知られている新古典派の国際経済学者 Jacob Viner は、その未定の遺稿“Religious Thought and Economic Society” edited by J. Melitz and D. Winch, 1978（久保芳和、橋本比登志、篠原久、井上琢智共訳『キリスト教思想と経済社会』嵯峨野書院、1981年）の第4章 プロテスタンティズムと資本主義の勃興 において、ウェーバー・テーゼについて検討を加えているが、結論は、ウェーバー・テーゼを肯定していない。

Viner は、理論的側面と史料的側面の二つの部分でウェーバーを批判している。即ち

① ウェーバーにとっては、「資本主義の精神」は、自然なありのままの本能的な物質的欲望を抑制する合理的な生活態度を意味しているが、Viner は、このような「資本主義の精神」としての生活態度を、「不自然な」、「人間性の基準からみて歴然と非合理でかつ魅力のない」³⁾ものであると批判している。

② ピューリタンの倫理がどのようにして非予定的神学から出現しうるのかの分析がない。⁴⁾

③ ウェーバーは、実際の教訓——とくに、リチャード・バックスタ——に依拠しており、神学者が主張したようなプロテスタントの教義や公式の「使徒信経」や宗教会議記録を体系的に利用しなかつた。⁵⁾それ故、ピューリタンの経済行動を、普通の知識に依拠して一般化しており、詳細な歴史的証拠を示していない。

④ アイルランドでは、ウィリアム・ペティ（William Petty, 1623-87）が『政治算術』で言及しているように、⁶⁾カトリック教徒が商業、金融、工業の大部分を支配していた。

⑤ ウェーバー以前には、プロテスタンティズムと近代的形態の資本主義の発展との間に密接な歴史的関連があるとのほとんど普遍的な合意があった。ウェーバーの独創性は、プロテスタンティズムと関連のある特定の資本主義「精

神」の性質や、プロテスタント神学がこの「精神」を生みだした因果過程や、この「精神」が近代資本主義にその特殊な性格を与えるに当たって演じた役割などについて彼が行なった説明に限られていた。⁷⁾

(3) ヘクシャー=オリーソン・モデルの限界

以上言及してきた韓国、台湾及び日本の産業保護育成や輸入代替の経験からヘクシャー=オリーソン・モデルが適用されないことは明白である。そもそもヘクシャー=オリーソン・モデルから輸入代替という命題⁸⁾はでてこない。このモデルにしたがっておれば、この三国とも比較劣位にある資本集約産業より相対的に優位にある労働集約的産業を選択しなければならず、資本集約的な重工業は育たず、いつまでも後進国的状況から脱出することができないことになる。三国に共通している産業発展の事例は、むしろ絶対的劣位にある資源を政府の産業政策の力によって比較優位というより絶対優位へ転形しようとしているように見える。

ケンプ (Murrar C. Kemp) は、幼稚産業ないし企業はどのような場合に保護されるべきかという三つの基準⁹⁾を明示した。

ミルの基準——現在は技術的な経験不足のため生産は国際水準に達していないけれど、学習時間 (learning by doing) があれば、将来生産性が上昇して、国際的な価格水準の下で利潤をあげる可能性がある場合は、一時的な保護関税は正当化される。

バスターブルの基準——幼稚産業保護の問題は、現在と将来という二期間にわたる動学的資源配分問題である。成熟した産業から得られる利益の現在値が、この産業を育成するためにかかる社会的費用 (当該産業の産業保護のために社会が負担する保護コストの総額) をつぐなうほど大きい時、保護関税による一時的保護は許される。

ケンプの基準——動学的外部経済があることが産業保護のもう一つの基準である。ミルとバスターブルの基準が満たされたとしても、外部効果を与えなければその産業を保護する必要はないとケンプは考える。

根岸〔20〕は、ケンプの基準を批判し、外部効果がなくとも産業保護の必要性は非常に高いとして、根岸の基準を提示する。何故なら、幼稚産業の学習過程で収穫過程で収穫逡増＝規模の経済性があられ、消費者余剰が増加するからである。¹⁰⁾

リストは、保護関税による国民の損失した価値部分より、これにより獲得した生産力で、それ以上の価値を生み出すことができるといっている。これを、学習課程の所産としての国民の自信と学習力であると現代風に翻訳し直し、上記の根岸の基準に付け足して、これをリストの基準と呼んでおこう。

- 1) 小野進〔37〕を見よ。
- 2) 梅津順一〔54〕第4章 ピュウリタニズムの「倫理」とアダムスミスの「近代経済人」、参照のこと。
- 3) Viner〔18〕邦訳, pp. 191-92。
- 4) Viner〔18〕邦訳, p. 194。
- 5) Viner〔18〕邦訳, pp. 192-197。
- 6) Petty〔28〕邦訳, p. 57。
- 7) Viner〔18〕邦訳, p. 233。
- 8) 輸入代替の失敗として、Meier〔17〕は、つぎの7項目をあげているので念のために記しておこう。
 - ① 途上国は輸入代替品の効率の代替の範囲を大きく見なしすぎていること。
 - ② 輸入代替政策は工業化と国際収支の維持という目的の実現に成功していない。
 - ③ その政策は経済に別の歪みを創り出した。
 - ④ 輸入代替工業政策は、容易な消費財の段階を超えると、それを継続することは困難になる。何故なら中間財や資本財の段階に至る輸入代替化の各段階ごとに、輸入代替計画の資本集約性が高まり、その結果、投資に占める役割が大きくなるからである。
 - ⑤ 国内統合の欠如と二重性を一層悪化させる。何故なら、輸入代替活動は近代部門における飛び地にとどまり、近代部門を優遇する政府の政策によって、近代部門と伝統部門の間の稀少な経済資源へのアクセスの不平等をさらに悪化させる。
 - ⑥ 輸入代替から輸出へと進む日本モデルに追随することのできた国はほとんどなかった。
 - ⑦ 高い有効保護率のため、使用された国内資源の価値は、節約された外国為替の価値を大きく上回るようになった。

- 9) Kemp [10]
10) 根岸 [20] Ⅵ 幼稚産業の保護育成, を見よ。

参考文献

- [1] Bhagwati, J., Protectionism, MIT Press, 1988. 渡辺敏訳『保護主義』サイマル出版会, 1989年。
- [2] 長幸男・住谷一彦編集『近代日本経済思想史1』有斐閣, 昭和44年。
- [3] Heckscher, E., The Effect of Foreign Trade on the Distribution of Income, Readings in the Theory of International Trade, selected by a committee of the American Economic Association, George Allen and Unwin Ltd., 1953.
- [4] 菱山泉『リカード』日本経済新聞社, 昭和54年。
- [5] Hollander, S., The Economics of Adam Smith, University of Tronto Press, 1973. 小林昇監修大野忠男・岡田純一・加藤一夫・斉藤謹造・杉山忠平訳『アダム・スミスの経済学』東洋経済新報社, 昭和51年。
- [6] 伊藤元重・清野一治・奥野正寛・鈴木興太郎著『産業政策の経済分析』東京大学出版会, 1989年。
- [7] 岩田一政『国際経済学』新世社, 1990年。
- [8] 加地伸行『「論語」を読む』講談社, 昭和57年。
- [9] 金子敬生・安元泰共編『東アジアの経済発展』溪水社, 1990年。
- [10] Kemp, M. C., The Mill-Bastable Infant-Industry Dogma, Journal of Political Economy, 68 (1960).
- [11] 岸本誠二郎編『経済学史』青林書院, 昭和37年。
- [12] List, F., 正木一夫訳『政治経済学の国民的体系——国際貿易・貿易政策およびドイツ関税同盟——』勁草書房, 1966年。
- [13] Lockwood, W. W., The Economic Development of Japan Growth and Structural Change, 1868-1938, Princeton University Press, 1954. 中山伊知郎監訳『日本の経済発展(上)(下)』東洋経済新報社, 昭和33年。
- [14] 小宮隆太郎・天野明弘『国際経済学』岩波書店, 1972年。
- [15] 小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会, 1984年。
- [16] 真継隆・Th. ダムス編『保護主義か自由貿易か——日本と西ドイツの比較研究——』名古屋大学出版会, 1989年。
- [17] Meier, G. M., International Economics, 1980. Oxford University Press, 松永宣明訳『国際経済学—貿易と開発の政策理論—』文明堂, 昭和60年。
- [18] Melitz, J. & Winch, D., ed., Religious Thought and Economic Society, Duke University Press, 1978. 久保芳和・橋本比登志・篠原久・井上琢智共訳『キリス

- ト教思想と経済社会】嵯峨野書院，1981年。
- [19] 宮本又次『株仲間の研究』有斐閣，昭和33年。
- [20] 根岸隆『貿易利益と国際収支』創文社，昭和55年。
- [21] 根岸隆・山口重克編『二つの経済学』東京大学出版会，1984年。
- [22] 西田幾多郎『日本文化の問題』岩波書店，1940年。
- [23] 大河内一男『スミスとリスト——経済倫理と経済理論——』日本評論社，昭和18年。
- [24] 大河内一男編『歴史学派の形成と展開』『経済学説全集』第5巻，河出書房刊，昭和31年。
- [25] 大島清・加藤俊彦・大内力『殖産興業』東京大学出版会，1983年。
- [26] 大山綱明『関税の知識 新版』日本経済新聞社，昭和62年。
- [27] 岡田与好『自由経済の思想』東京大学出版会，1979年。
- [28] Petty, W., *Political Arithmetick*, 1660. 大内兵衛・松川七郎『政治算術』岩波書店，昭和49年。
- [29] 尾高煌之助・山本有造編『幕末・明治の日本経済』日本経済新聞社，昭和63年。
- [30] Ohlin, B., *Interregional and International Trade*, Harvard University Press, 1967. 木村保重訳『改訳 貿易理論——域際および国際貿易——』晃洋書房，1980年。
- [31] 奥村宏『日本の六大企業集団』ダイヤモンド社，昭和56年。
- [32] 小野進「日本の経済発展過程の理論化をめぐる方法的諸問題」『立命館経済学』1985年12月号。
- [33] 小野進「経済発展論（上）——A. ガーシェンクロンとA. マーシャルそして日本の経済発展への適用とその限界——」『立命館経済学』1986年12月号。
- [34] 小野進「経済発展論（下）——A. ガーシェンクロンとA. マーシャルそして日本の経済発展への適用とその限界——」『立命館経済学』1987年2月号。
- [35] 小野進「準市場経済（quasi market economy）と市場経済——準市場経済の経済学の定立と関連して——」『立命館経済学』1988年4月。
- [36] Ono, S., *The Economics of a Quasi Market Economy — Towards a New Theory of Economics based on the experiences of Japan, South Korea, and Taiwan — Discussion Paper No. 5, Department of Economics, Ritsumeikan University.*
- [37] 小野進「準市場経済（Quasi Market Economy）とヘクシャー=オリーソンモデルの限界（上）」『立命館経営学』1990年3月号。
- [38] Ricardo, D., *On the Principles of Political Economy and Taxation*, 堀経夫訳『経済学および課税の原理』P. スラッファ編『デイヴィッド・リカード全集』第一巻，雄松堂書店，1972年。

- [39] J. ロビンソン, 山田克巳訳『資本理論とケインズ経済学』日本経済評論社, 1988年。
- [40] Samuelson, P. A., International Trade and the Equalisation of Factor Prices, *Economic Journal*, Vol. LVIII (June, 1948).
- [41] Samuelson, P. A. International Factor Price Equalization Once Again Readings in International Economics, selected by a Committee of the American Economic Association, 1968. Richard D. Irwin, Inc.
- [42] 関口末夫『国際経済学』中央経済社, 1989年。
- [43] A. スミス・大内兵衛・松川七郎訳『諸国民の富』(一)(二)(三)岩波書店, 昭和34年, 昭和35年, 昭和40年。アダム・スミス大河内一男監訳『国富論Ⅲ』中央公論社, 昭和61年。
- [44] 高増明「ネオ・リカード派の貿易理論」『経済評論』(1983年10月号)所収。
- [45] Taussig, F. W., *The Tariff History of the United States*, 1923. 長谷田泰三・安藝昇一共訳『米国關稅史』有明書房, 平成2年。
- [46] 土屋喬雄『日本資本主義史上の指導者たち』岩波書店, 1982年。
- [47] 土屋喬雄・岡崎三郎『日本資本主義発達史概説』有斐閣, 昭和23年。
- [48] 辻村江太郎「経済計画における産業政策の位置」臨増『東洋経済』(昭和49年6月号)。
- [49] 鶴田俊正『戦後日本の産業政策』日本経済新聞社, 昭和57年。
- [50] 通商産業省編『商工政策史』第1・2巻, 第5巻, 第15巻。
- [51] 通商産業省通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史』5・6。
- [52] 上山春平『日本の思想』サイマル出版会, 1971年。
- [53] 梅村又次・中村隆英編『松方財政と殖産興業政策』東京大学出版会, 1983年。
- [54] 梅津順一『近代経済人の宗教的根源』みすず書房, 1989年。
- [55] Viner, J., *The Role of Providence in the Social Order An Essay in Intellectual History*, Princeton University Press, 1972. 根岸隆・根岸愛子訳『キリスト教と経済思想』有斐閣, 昭和55年。
- [56] Weber, M., *Die protestantische Ethik und der Geist*, 1904 ~ 5. 梶山力・大塚久雄訳『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神上・下』岩波書店, 1955年。
- [57] 山澤逸平『日本の経済発展と国際分業』東洋経済新報社, 昭和59年。
- [58] 吉川幸次郎「江戸儒学私見」『吉川幸次郎講演集』朝日新聞社, 1981年。